

令和2年度経済産業省中小企業庁委託「CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー」及び「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」に係る当日配布資料の印刷に関する見積競争（仕様書）

1 件名

令和2年度経済産業省中小企業庁委託「CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー」及び「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー」に係る当日配布資料の印刷

2 各セミナー開催日

(1) CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー

広島会場 令和3年 2月19日（金）

(2) えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー

ア 福井会場 令和2年12月16日（水）

イ 甲府会場 令和3年 1月22日（金）

ウ 佐賀会場 令和3年 2月 2日（火）

3 仕様等

(1) 共通事項

用紙：普通紙／44.5kg

判型：A4判

原稿：Word、PPT、PDF、反射原稿等を支給するため、版下データを作成すること。なお、原稿は会場ごとに異なる。

(2) 制作物体裁等

ア CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー

(ア) プログラム：4C／両面／64ページ／中綴じ

※版下作成時ノンブル及びインデックスタブを入れること。

(イ) アンケート用紙：墨／片面／1ページ

(ウ) 質問用紙：墨／片面／1ページ

イ えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー

(ア) プログラム：墨／両面／8ページ／中綴じ

※版下作成時ノンブルを入れること

(イ) アンケート用紙：墨／片面／1ページ

(ウ) えせ同和行為対応の手引き：墨／両面／16ページ／中綴じ

(エ) ビデオチラシ：墨／片面／1ページ

(3) 部数及び納期

ア CSR（企業の社会的責任）と人権セミナー

広島会場

部数 120部

入稿日 令和3年 1月28日(木)

納期 令和3年 2月16日(火)

イ えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー

(ア) 福井会場

部数 90部

入稿日 令和2年11月25日(水)

納期 令和2年12月11日(金)

(イ) 甲府会場

部数 70部

入稿日 令和3年 1月 4日(月)

納期 令和3年 1月19日(火)

(ウ) 佐賀会場

部数 70部

入稿日 令和3年 1月12日(火)

納期 令和3年 1月27日(水)

4 納品場所

公益財団法人人権教育啓発推進センター

東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

5 応募概要

(1) 提出書類

ア 見積書

イ 工程表

(2) 書類提出期限

令和2年11月25日(水) 午前10時まで

6 その他

(1) 各社から提出された見積価格及び提出書類を比較検討し決定する。

(2) 応募に当たっての提出書類は返却しない。

(3) 本見積競争参加に要する経費は、応募者の負担とする。

(4) 受注者は、会場ごとの見積書を提出すること。

(5) 本件企画を実施するに当たって知り得た情報については、本件企画以外の業務に使用しないこととし、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。

(6) 本件で制作した全ての印刷物の著作権については、全て経済産業省中小企業庁に帰属するものとし、権利上の問題が生じないようにすること。

(7) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと受注者の間で協議する。

(8) 本事業の実施に当たっては、当センターによる確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。

(9) 受注者決定後に、仕様に変更があった場合は、受注者との協議のうえ、発注金額を

変更する。その際は再度、見積書を提出すること。

(10) 令和元年度に作成した当日配布資料は貸出可。(先着順)

(11) 請求書は各会場の業務完遂後、すみやかに発行すること。

(12) 印刷にあたっては、国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき、定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和2年2月7日)による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこと。

※ただし、印刷用紙については受注後、当該基準を満たす製品を入手することが困難な場合には、当センターの了解を得た場合に限り、代替品の使用を認める。

(13) 本業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合は当センターの承諾を得るものとする。

(14) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当センターが本件に係るセミナー等の開催中止を決定したときは、本件業務の一部または全部を解除し、反対給付を行わない。この中止判断があったときは、入稿の前日までに受注者に伝えるものとする。

7 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の当センター職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

(1) 検査職員： 総務部長 山本 由理子

(2) 監督職員： 事務局長 上杉 憲章

8 問合せ先・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 事業部第1係 月花・南治

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

TEL 03-5777-1802 (代表) / FAX 03-5777-1803

Eメール gekka@jinken.or.jp / nanji@jinken.or.jp

URL <http://www.jinken.or.jp/>

Twitter 公式アカウント @Jinken_Center (https://twitter.com/Jinken_Center)

YouTube 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

人権ライブラリー <http://www.jinken-library.jp/>